

ウメ輪紋ウイルス緊急防除にご協力を 感染状況調査を実施します

市では、ウメ輪紋ウイルス緊急防除の対象地区における今年度第3回目の感染状況調査を実施します。

日程 8月20日(火)～9月11日(水)
※調査の状況により期間を延長する場合があります。

対象地区 梅郷・和田町・日向和田全域▷柚木町1丁目と2・3丁目の一部▷二俣尾1～3丁目と4丁目の一部▷畑中1・2丁目の一部と3丁目

対象植物 ウメ、モモ(ハナモモを含む)、スモモ、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、オウトウ(サクランボ)などサクラ属の植物(ソメイヨシノなどのサクラ節を除く)

調査方法 黄色の腕章をつけた農林水産省の植物防疫官と市職員が対象となる植物を調査し、ウイルスに感染したときに現れる症状がないか確認します。症状がある場合は、葉を採取、検

定し、感染の有無を確認します。

感染が確認された場合 感染が確認された場合は、所有者へ連絡し、対応を行います。感染が確認されなかった場合は、連絡しません。

アブラムシの駆除 ウイルスは、アブラムシを媒介して対象植物に感染が拡大していきます。庭木や盆栽などで対象植物を所有する方は、アブラムシの駆除を実施してください。

実生苗の処分 対象植物の種子から発芽した実生苗が増加することで、感染リスクが高まるおそれがあります。実生苗は、小さいうちに処分してください。

～強化対策地区外の調査について～

強化対策地区外の調査は、7月上旬～10月上旬に黄色の腕章をつけた植物防疫官と都職員または都から委託を受けた業者が実施しています。

問い合わせ 梅の里再生担当

●農業体験農園
農家の作付け計画および直接指導のもと、利用者が栽培・管理・収穫までの農業全般を体験する農園です。

●農家開設型市民農園
農家みずから開設する農園を区切った貸し農園で、1区画当たりの面積が大きい農園(100㎡程度)です。区画貸し農園のため、利用者に対する技術指導等はありませぬ。

●開設の主な要件
●農業体験農園
▽市街化区域内で生産緑地地区の指定を受けている

●農家開設型市民農園
市では、「本格的な農業体験をしたい」、「もっと広い場所で耕作したい」という市民要望と、遊休農地の解消、優良農地の保全等の観点から、従来の市民農園とは異なる種類の農園の開設を進めています。

●農園の種類
●農業体験農園
農家の作付け計画および直接指導のもと、利用者が栽培・管理・収穫までの農業全般を体験する農園です。

●開設時の補助 農園を開設する農家に対し、開設時の施設整備費(農園看板、農業用倉庫、簡易トイレ等の施設等整備)として、50万円を上限に補助を行います。

●その他 農家と利用者が相対で契約を結ぶため、固定資産税等の減免はありません。

●各種農園の管理運営は、各農家でやっていただきます。

問い合わせ 農林水産課 政係

●農家開設型市民農園
農地で、面積が500㎡以上▽3年以上体験農園として利用できること

●農家開設型市民農園
▽市街化調整区域内の農地で、面積が500㎡以上▽5年以上農家開設型市民農園として利用できること

●募集人数 1人

●任期 2年間

●会議 年3回、平日開催

●報酬 月額1万1千500円

●応募方法 8月14日(必着)までに都市整備部管理課

●お問い合わせ 都市整備部管理課交通担当

●応募資格 次のすべてに該当する方
①青梅市に住民登録している方
②応募時点において満20歳以上の方
③地方公務員法第16条各号に該当しない方
④青梅市職員でない方
⑤青梅市の他の付属機関等の委員でない方

●お問い合わせ 都市整備部管理課
〒198-8701 青梅市都市整備部管理課
▽フアックス☎: 22・3508
▽電子メール☎: dan2505@city.ome.tokyo.jp

粗大ごみ等の不法投棄
不法投棄は、犯罪であり、法律によって処罰されます。市では、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、防止を呼び掛ける看板等を設置していますが、依然と

家電4品目の収集は販売店等へ
テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、家電リサイクル法対象製品のため、収集できません。製品を購入した店または買い換えをする店に引き取り(リサイクル料金、収集料)を請求してください。

お問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係

雑がみ収集袋を無料で配布します
平成31年3月に雑がみを資源ごみとして出し、分別を習慣化してもらうために全戸配布した「雑がみ収集袋」を追加で無料配布します。

ぜひご利用ください。

配布開始日 8月1日(木)

配布場所 清掃リサイクル課(市役所5階)

リサイクルセンター粗大ごみ持ち込み受付(新町6-9-1) 問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

家庭の生ごみを6分の1に減量! 生ごみたい肥化講習会
生ごみを燃やすごみではなく資源にすることで、日々、皆さんの家から出されている燃やすごみの量を減らすことができます。

日時 9月6日(金) 午前9時30分～11時

会場 市役所2階会議室

定員 先着30人(予約制) **費用無料**

持ち物 新聞紙(朝刊2日分)、筆記用具

※新聞紙を用意できない方は、申し込み時にお申し出ください。

※ダンボールコンポスト(約8kg)は、講習会終了後に持ち帰りとなります。

申し込み 8月5日～16日の午前9時～午後5時に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

粗大ごみの出し方
☆粗大ごみ: 一般家庭(事業所からのものを除く)から排出される大型ごみ▽可燃性のもので目安として1辺の長さがおおむね50cm以上▽不燃性のもので30cm以上▽処理手数料がかかります。

粗大ごみ自宅回収(予約制)
粗大ごみ専用受付電話☎23・5805へお申し込みください。

※電話番号を間違えないようご注意ください。

直接持ち込み(予約不要)
青梅市リサイクルセンター(新町6-9-1)へ持ち込みできます。

持ち込みできる日時 月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時

※祝日、年末年始を除く

※搬入状況によりお待ちいただく場合があります(特に午前11時30分～午後1時30分は混雑します)

▽市内の住所が確認できるものをお持ちください。

収集日 月～金曜日(祝日を含む)

※年末年始を除く

▽品物には、粗大ごみ・品名・受付番号(予約時にお伝えします)を書いた紙を貼ってください。(下図参照)

▽収集当日は、収集車両に積めるように道路際まで品物を出してください。

収集時の立ち会いは不要です。

▽せん定枝は太さ10cm以下、長さ1m以下で、必ず束ねてください。枯れたもの、草、落ち葉、つるは収集できません。

▽65歳以上の方のみ・障害者のみ等で居住し、手伝う人がいない世帯で、自分で粗大ごみを屋外へ運び出すことが困難な場合に、お問い合わせ

お問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係



品物の目録を貼り付けてください。